



「生活保護のしおり」HP 制度紹介の点検を！ 申請抑制が疑われる記述・誤解を生む表現は？

通院交通費（移送費）支給手続は周知義務が有ります

「口ナ禍で生活困窮に陥る国民が年齢を問わず増加しています。まだ生活保護申請や受給にいたってないケースが多くあります。その原因のひとつが申請抑制をHP上で公開しています。」

★中津川市のHPで生活保護（社会福祉課）を開くと、驚く高圧的な記載が散見されました。「自分の持っている能力や資産などあらゆるものを最低生活のために活用しなければなりません！」の見出しで始まる制度説明には、「一般に生活に困ったら生活保護といわれますが・・・」の場合は受けられません。「扶養義務があります」「活用できるものはありませんか？もう一度考えてみましょう！」で締めくくられています。★高山市のHPには僅か2行の説明のみ。飛騨市ではどう検索しても出てきません。

小田原市生活保護運用改善

二〇〇七年から十年間『生活保護悪撲滅！』『生保をなめんなよ！』ジャンパーを職員が羽織、受給者宅訪問をしたことが「事件」になった小田原市。

市は生活保護「受給者」から「利用者」へと言葉（文言）を変えることから改善が始まりました。紙面の都合から「（改善後）生活保護のしおり」を資料添付します。

◎生活保護医療費扶助として通院交通費（移送費）が支給されます！

県と二十市のホームページを検索すると、医療費扶助の欄に「通院移送費」記載はゼロ。昨年の懇談会席上「個別相談ある時に説明」がほとんどで、恵那市では「市内通院移送費は支給しません」各務原市では「店のメニューみたいに給付や免除される内容は勧奨していません。保護は救済と自立の二本柱だから」また、「自宅から直近の指定医療機関以外の通院は認められません」

◎局長通知・課長通知で明らか

しかし、平成二十年四月社会・援護局長通知（社援発第0401005号）、六月十日には課長通知（同第0610001号）により移送費運用改正通知が都道府県・指定都市・中核市においている中身は前述の状況と違い周知されていません。

一番重要なのは「改正」給付の手続きについて、ア、給付手続きの周知とあり、「要保護者に対し移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること」また、「医療要否意見書等により移送を要することが明白で、移送交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書の提出を求める必要はない」とあります。現に治療通院中の該当者ではありません。

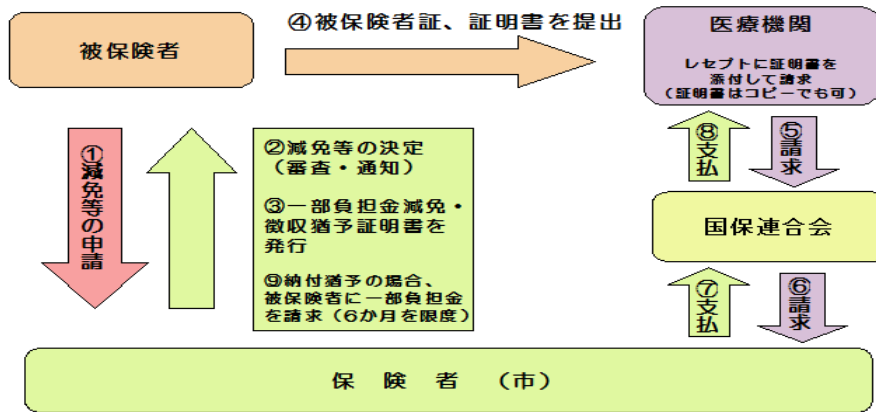
①福祉事務所管内医療機関の対応が困難で管外医療機関でもやむ負えない場合や、管外との境界居住の場合受診が認められる
②電車代・バス代が支給されるのは「へき地」に限られるものではない。都市部であっても（市街地）慢性疾患等により継続的（定期）受診するための交通費負担が高額になる場合も対象となります。

国保44条窓口一部負担金取り扱い改正が周知されていない！

平成22年9月13日厚生労働省保険局長通知(保発0913第2号)

- ◎ 一部負担金の徴収猶予
医療機関での支払いに代えて直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる。
- ① 災害により死亡、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けた時。
- ② 干ばつ、冷害等による農作物不作、不漁これらに類する理由で収入減少
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入減少
- ④ 前各号に類する事由があった時。
- ◎ 一部負担金の減免
収入減少の認定に当たっては次の各号いずれにも該当する世帯を対象に含む
- ① 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- ② 周知されている保護基準以下の収入と財産を認定

国民健康保険 一部負担金の減免・納付猶予のしくみ



平成二十二年の新基準により、一部負担金減免金額の五割は、国が負担することとなっています。

国保料(税)滞納があっても「特別な事情」にあたり減免対象となります

厚生労働省保険局国保課事務連絡(平成22年9月13日)「一部負担金減免・保険者徴収に関するQ&Aについて」の問3で、「保険料滞納世帯に属する被保険者について、一部負担金減免を行うことは適当でないと考えるがどうか」に対して、(回答)「保険料滞納の有無にかかわらず、一部負担金減免を行っていただきたいと考えている。一部負担金減免基準に該当すれば、国保法第9条第3項に規定する「保険料の滞納につき・・・(中略)・・・特別な事情があると認められる場合」に該当する可能性があり、該当する場合は、被保険者証の返還対象とならないため、この被保険者証の取り扱いと整合性についても留意いただきたい。

※厚生労働省は、国の基準(最低限)以下の自治体は基準に整合させ、さらに引き上げることを自治体に望んでいる。



★後期高齢者医療保険にも窓口一部負担金減免制度があります

平成20年3月10日 岐阜県後期高齢者医療広域連合ー保険医療機関向ー

★後期高齢者医療保険・協会健保にも国民健康保険と同様に「移送費」支給制度があります。健保は扶養家族も請求できます。